

箱根町景観施策推進会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、箱根町景観施策推進会議（以下「推進会議」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 箱根町景観計画（以下「景観計画」という。）に掲げる景観まちづくりの将来像である『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町にふさわしい景観施策を推進するため、推進会議を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観施策の調査、研究及び企画立案に関すること。
- (2) 景観計画の進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観施策に関すること。

(組織)

第 4 条 推進会議は、別表に掲げる課のうち町長が指名する職員 8 名をもって組織する。

(会議の招集)

第 5 条 推進会議は、都市整備課長が招集する。

2 推進会議は、必要に応じ景観に関し専門的な知識を有する学識者、町関係職員等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(会議結果の公表)

第 6 条 推進会議の結果については、庁内における情報の共有化を図るため、その概要をグループウェア等から職員へ周知するとともに、景観施策の調査、研究状況等の概要を町ホームページ等から町民等へ周知し、箱根町景観条例（平成 21 年箱根町条例第 1 号）の基本理念に掲げる町民等と町が協働した景観によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。

(廃止)

2 箱根町景観保全形成検討会議設置要綱は、廃止する。

別表（第4条関係）

推進会議を構成する課						
企画課	観光課	財務課	都市整備課	環境課	上下水道温泉課	学校教育課
生涯学習課						

平成28年度の取組みについて

1. 景観計画・景観条例の取組見直し、相談対応及び申請の届出処理

景観計画・景観条例：平成21年6月1日 施行

平成28年5月「将来の良好な景観づくりに向けた取組みの考え方」作成

2. 景観フェイスブックページ「箱根町景観だより」等による周知

平成28年10月14日 開設

3. 景観まちづくり協力店認定制度

平成22年10月1日 施行 平成28年11月18日 改正(最終)

平成28年12月より、従来の「認定証」・「認定シール」から「認定プレート」へ

4. 景観まちづくりアドバイザー派遣制度

平成21年10月1日 施行 平成29年4月1日 改正(最終)

5. 芦ノ湖周辺修景検討

平成 29 年度実施予定の取組みについて

1. 景観計画・景観条例の相談対応及び申請の届出処理
2. 前年度同一制度の継続、P R、再検討
3. 景観まちづくり修景補助
平成 29 年 4 月 1 日 施行
4. 景観まちづくりアドバイザー派遣制度
平成 21 年 10 月 1 日 施行 平成 29 年 4 月 1 日 改正(最終)
5. 芦ノ湖周辺環境整備事業
「箱根町貸ボート等処分費補助金交付要綱」 平成 29 年 4 月 1 日 施行
6. 庁内研修会の開催